白井市フォトプロジェクト運営方針

白井市フォトプロジェクトは、下記の項目に沿って運営を行います。

(プロジェクト概要)

- 1. 令和4年度から令和7年度までの4年間で、誰でも気軽に取り組める写真をツールとした講座などを継続的に実施するほか、撮影ツアーなどの催しを開催することで、市の魅力を発信する市民の輪を広げ、シビックプライドの醸成を図り、市民自らが地域の魅力などの発信活動を継続的に実施していくことを目的とします。
- 2. 写真セミナーや撮影会のほか Instagram 「#白井写真部」での発信、フォトマップの制作、 撮影ツアー、写真展などの活動を通じて白井市の魅力を発信していきます。
- 3. 写真セミナーは、オフラインとオンラインで行い、講師から何気ない日常にある魅力の捉え方を学び、写真を発信する方法をレクチャーします。 SNS など活動ツールの使用方法もあわせてレクチャーします。
- 4. 運営事務局は、市の業務委託事業者の株式会社シー・エム・エスが務めます。

(募集条件や活動ツールについて)

- 1. 募集条件は市内在住または市内で活動されている人で年齢、カメラの技術は問いません。
- 2. 活動連絡は SNS「Facebook」のグループチャットを利用して行います。
- 3. 写真部員の発信方法は、SNS「Instagram」を推奨します。
- 4. オンライン講座はウェブ会議アプリ「Zoom」を使用します。
- 5. 写真は講座などで提出されたもののほか、SNS「Instagram」で「#白井写真部」を付けて 投稿されたものを本プロジェクトに提出されたものとします。

(著作権について)

提出された写真の著作権は撮影者にありますが、提出された写真をフォトプロジェクト 制作物ならびに広報活動に無償で使用させていただくことがあります。なお、「白井写真部 参加同意書(別紙)」を提出いただくことで承諾いただきます。

(その他)

時勢の変化等で運営方針等に変更が生じる場合は、都度、写真部員全員に通知します。

白井写真部 参加同意書

私は、下記の項目を確認・同意の上、白井写真部に参加します。

- 1. 白井写真部は、市の「フォトプロジェクト事業」の一環で結成する市民等で構成される団体です。
- 2. 写真をツールとした講座などを通して、市の魅力を発信する市民等の輪を広げ、地域の魅力などの発信活動を継続的に実施することを目的とします。
- 3. 提出した写真の著作権は撮影者自身にありますが、提出した写真を市や事務局がフォトプロジェクト制作物ならびに広報活動に無償で使用することに同意します。
- 4. 講座などで提出した写真のほか、SNS「Instagram」で「#白井写真部」を付けて投稿した写真は事務局に提出したものとします。
- 5. 提出した写真や、SNS「Instagram」で「#白井写真部」を付けた投稿内容は、肖像権を侵害しないもので、公序良俗に反しないものに限ります。
- 6. 提出した写真が使用される際、以下の取り扱いは事務局に一任します。
 - ・写真をいつ、どのように公表するか
 - ・写真のクレジット (氏名やニックネームなど) の有無
 - ・写真の状態 (トリミングや明るさの調整などを行うことがあります)

	令和	年	月	E
T. 夕				
氏名				